○舟形町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

令和元年８月１日

告示第64号

改正　令和５年３月28日告示第16号

改正　令和６年３月28日告示第61号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、ブロック塀等の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、舟形町補助金等交付規則(平成19年３月規則第３号。以下「規則」という。)　に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1)　町内　舟形町をいう。

(2)　ブロック塀等　コンクリートブロック、レンガ、大谷石等により構成された、組積造の塀（基礎部分、かさ木、控え壁を含む。鉄筋の有無を問わない。）及び門柱をいう。

(3)　 敷地　ブロック塀等の存在する敷地をいう。

(4)　 工事　ブロック塀等を撤去する行為をいう。

（補助対象工事）

第３条　補助金の対象となる工事は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

(1)　倒壊の危険性があること。

(2)　町内に存在すること。

(3)　道路公共施設等に面すること。

(4)　基礎部分を含む高さが１メートル以上であること。

２　危険ブロック塀の撤去後、ブロック塀等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする各種法令を遵守すること。再設置費は補助対象外とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は工事に要した経費の２分の１の額とし、20万円を限度とする。ただし、千円未満に端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付対象者）

第５条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる内容を全て満たすものとする。

(1)　敷地の所有者又は所有者の親族であること。敷地の所有者が法人である場合は法人の代表者であること。

(2)　前号に掲げた者について、町税等及び上下水道料に滞納がないこと。

(3)　舟形町暴力団排除条例（平成23年12月9日条例第14号）第２条第１項第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付申請を受けようとする者は、工事着手前に補助金交付申請書（規則様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1)　見積書等

(2)　撤去しようとするブロック塀等の位置図、平面図

(3)　工事前の現場写真（撤去するブロック塀等の状況が把握できるもの）

(4)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第７条　町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請にかかる補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（規則様式第３号）により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第８条　前条の補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)申請書(様式第２号)により、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等変更交付決定通知書(様式第４号)により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第９条　交付決定者は、工事完了したときは、実績報告書（規則様式第５号）を、工事実施年度の１月末までに提出するものとし、添付するべき書類は、次のとおりとする。

(1)　撤去工事費の領収書の写し

(2)　着工前、完成写真

(3)　工事に要した費用に係る契約書の写し

(4)　領収書の写し

(5)　その他町長が必要と認めた書類

（補助金の額確定等）

第10条　町長は、前条の報告を受けた場合は、補助金等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（規則様式第６号）を通知するものとする。

（適用除外）

第11条　本要綱は、次に掲げる場合には適用しない。

(1)　建築基準法を含めた他の法令を順守しない又はこれら法令に定める所定の申請等　を適切に行わない場合。

(2)　申請した工事について、町の他制度による補助金との重複申請がある場合。

(3)　工事申請年度に、本要綱に定める補助金の交付を既に受けた場合。若しくは受けようとしている場合。

(4)　国、県及び町の事業に係る補償費等を受給するかわりに工事を行う場合。

（交付の請求）

第12条　交付決定者は、交付決定後、町長に対し速やかに交付請求書（様式第１号）により交付の請求を行うものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第13条　町長は、補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合は、その補助金の取消し及び返還を命ずることができる。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。